

仕 様 書

1 件 名 令和7年度ドローンにおける水採取業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月31日

3 業務実施場所 請負者及び国立環境研究所において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、災害・事故時における化学物質漏洩の環境スクリーニング法として、ドローンを用いたオンサイト分析や水試料のサンプリング法に関する研究を行っている。ドローンによる採水では、採取した水重量が大きいため、その運転には熟練を要すること、遠隔操作になるため、サンプリングポイントを正確に記録することなどの課題がある。本業務では、テスト飛行のための事務的・技術的な支援、装置組み立てと整備等を行うものである。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) ドローン飛行支援業務

NIES 所有試料採取用ドローンシステムの飛行を行うため、①大型ドローンが飛行可能な場所の選定と現地調査、②大型ドローンの操縦経験者における操縦支援、③飛行に必要な手続きに関する支援を行うこと。なお、大型ドローンで使用するバッテリー（想定飛行時間10分を想定）以上の飛行を行う場合には、飛行に十分な予備バッテリーを請負者が準備すること。以上の飛行計画を作成し、NIES 担当者と協議の上決定すること。

(2) 液体試料採取アタッチメントの整備

NIES 所有液体試料採取アタッチメントを試料採取用ドローンシステムに搭載するために液体試料採取アタッチメントが正常に動作するように飛行前に確認整備を実施し、液体採取テストが行えるようにサポートを行うこと。

(3) 液体試料採取場所の確認

ドローンに搭載したカメラにて、リアルタイムで採取場所の確認を行う必要があるため、請負者はセキュリティが確保される携帯電話データ通信の提供を行うこと。

(4) ドローンにおける保守・管理

NIES 所有試料採取用ドローンシステムの飛行が正常に行えるように保守・管理を行うこと。

(5) その他

本業務の遂行中に事故、機器の故障、天候不良等の不測の事態が生じた場合には、請負者及び NIES 担当者はその場の状況を共有し、対応方針について協議の上、適切に対処するものとする。なお、業務の安全かつ円滑な継続に向けて、双方誠意をもって協力するものとする。

6 成果物の提出

請負者は、契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1) 業務結果報告書（現地写真含む） 1 部

(2) 業務結果報告書（現地写真含む）を収録した CD もしくは DVD 一式

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表

示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

7 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

（https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf）

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。
- (8) 請負者は、NIES が意図しない変更が加えられないための管理体制を構築すること。また、管理体制を確認するため、以下の情報を提供すること。（再委託がある場合、再委託先含む）
 - ・ 請負者の資本関係
 - ・ 請負者の役員等の情報
 - ・ 請負業務従事者の所属、専門性（情報セキュリティ関連資格・研修実績等）、実績、国籍に関する情報提供
 - ・ 請負業務の実施場所

8 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

9 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

10 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。